

(参考) 新たな届出制・定期報告の対象について

※新たな届出は本年10月1日から受付開始、定期報告制度は令和9年4月1日から施行

- **改正食糧法第9条及び第11条**に基づく新たな届出・定期報告については、**全業種**、年間取引数量等が**300トン以上の者**を対象とする。
- 頻度は、**集荷・卸売・第一種小売業者**は**毎月**、**生産者**は**毎年2回**、**第二種小売、加工、中食・外食**は**毎年1回**とする。
- 各報告事項について、原則、**国産米・輸入米別、玄米・精米別、用途別**、一部、**年産・産地別**等米穀の分類ごとに区分して報告いただくこととする。
- 定期報告の対象とならない**第47条届出者**に対しては、**毎年1回、第51条調査により在庫量と取引数量を把握**予定。

(取扱数量の「トン」は玄米ベース。「精米トン」と記載あるもののみ精米ベース)

		生産	集荷・卸売・第一種小売（※1）		第二種小売等（※2）	加工	中食・外食
届出	要件	300トン以上【第9条】 20精米トン以上（消費者等に直売する場合）【第47条】	300トン以上【第9条】 20精米トン以上【第47条】		300トン以上【第9条】 20精米トン以上【第47条】	300トン以上【第9条】	
定期報告	要件	300トン以上（※4）	集荷： 5,000トン以上 卸売・第一種小売： 50,000トン以上	集荷： 300トン～5,000トン 卸売・第一種小売： 300トン～50,000トン	300トン以上	300トン以上	
	報告事項	①在庫量 ②出荷販売量 ③生産量 ④買入数量 ⑤出荷販売買入れの相手方の業種 ⑥無償譲渡数量、自家消費数量 その他の使用状況に関する事項	①在庫量 ②出荷販売量 ③買入数量 ④出荷販売買入れの相手方の業種 ⑤とう精数量 ⑥出荷販売買入価格その他の米穀取引に関する事項 ⑦加工等数量その他の使用状況に関する事項	①在庫量 ②出荷販売量 ③買入数量 ④出荷販売買入れの相手方の業種 ⑤とう精数量 ⑥加工等数量その他の使用状況に関する事項	①在庫量 ②販売数量 ③買入数量 ④加工等数量その他の使用状況に関する事項	①在庫量 ②販売数量 ③買入数量 ④加工等数量その他の使用状況に関する事項	
	頻度	毎年1月・7月	毎月	毎月	毎年7月	毎年7月	

※1 第一種小売：とう精設備を有する小売事業をいう（町の米穀店など）。

※2 第二種小売等：第二種小売とは、小売事業のうち、第一種小売以外のとう精設備を有さないものをいう（スーパーなど）。このほか、卸売事業で、とう精設備を有さず、グループ会社のみ販売する特定の営業形態である事業者については、第二種小売と同様の規制とする。

※3 フランチャイズである場合には、本部（フランチャイザー）から、加盟店の分もまとめて届出・報告いただくことができることとし、この場合、加盟店の届出・報告義務は免除する。

※4 生産者については、①自ら生産した米 ②他者から販売又は販売の委託を受けた米について、①②の販売・販売委託の合計数量が300トンを超えた場合に対象とする。（300トンを令和7年産水稻の全国の10a当たり平年収量539kgで換算すると、50ha超の収穫面積に相当。）